

|       |                  |                                     |
|-------|------------------|-------------------------------------|
| 分類No. | 北海道電力配電用品規格（HDS） | 昭和48年4月制定<br>昭和57年8月改定<br>平成7年12月改定 |
| K-24  | アームタイレスバンド       |                                     |

## 1. 一般事項

### 1.1 適用範囲

この規格は、アームタイを使わず軽腕金をコンクリート柱に取付ける場合に使用するアームタイレスバンド（以下、「バンド」という）について規定する。

### 1.2 種類

バンドの種類は、次とする。

| 種類 | 適合径         |
|----|-------------|
| 小  | 120mm～150mm |
| 中  | 145mm～175mm |
| 大  | 190mm～235mm |
| 特大 | 220mm～265mm |

### 1.3 表示

バンドには、表面の見易い箇所に容易に消えない方法で、次の事項を表示しなければならない。

- (1) 種類
- (2) 製造者名またはその略号もしくは登録商標
- (3) 製造年（西暦の下2桁でよい）

### 1.4 呼称

バンドの呼称は、品名および種類による。

（例）アームタイレスバンド 大

### 1.5 荷造りおよび荷表示

バンドは、最終組立姿で丈夫な箱に入れ、輸送中変形または破損しないように荷造りとする。箱の表面には、次の事項を表示する。

- (1) 品名 例：アームタイレスバンド

- (2) 種類 例：大
- (3) 製造者名
- (4) 製造年月
- (5) 数量

## 2. 構造および材料

### 2.1 構造一般

バンドは、使用上有害な傷、錆、裂目、その他の欠点のない良質なものとし、次の各号によらなければならない。

- (1) バンドは、コンクリート柱にできるだけ密着させ、コンクリート柱に傷を与えない構造とする。
- (2) バンドは、コンクリート柱に容易かつ確実に取付けできる構造とする。
- (3) バンドは、アーム公差によるアームの傾斜をできるだけ少なくする構造とする。
- (4) バンドおよびボルトには一様に溶融亜鉛めっきを施す。

### 2.2 材料

バンドを構成する材料は、次とする。

| 部 品 名                | 材 料  |
|----------------------|--|
| アームタイレスバンド<br>およびボルト | 一般構造用圧延鋼材（J I S G 3101）の<br>2種（S S 41）またはこれと同等以上 |

### 2.3 形状および寸法

バンドの形状および寸法は、付図による。

## 3. 試 験

### 3.1 試験の種類

試験の種類は、次のとおりとする。

- (1) 形式試験 品質の良否を判定するための試験
- (2) 受入試験 受入を決定するための試験

### 3. 2 形式試験

形式試験は、次の項目について行ない、全部の試験に合格しなければならない。なお、形式試験の項目は、当事者間の協議により追加または省くことができる。

- (1) 構造試験
- (2) 耐荷重試験
  - a. 許容変位試験
  - b. 水平引抜試験
  - c. 水平引張試験
  - d. 垂直引張試験
  - e. 水平回転力限度試験
- (3) 破壊荷重試験
  - a. 変位試験
  - b. 垂直引張試験
- (4) 亜鉛めっき試験

### 3. 3 受入試験

受入試験は、次の項目について行なう。

- (1) 構造試験
- (2) 耐荷重試験
  - a. 許容変位試験
  - b. 水平引抜試験
  - c. 水平引張試験
  - d. 垂直引張試験
  - e. 水平回転力限度試験

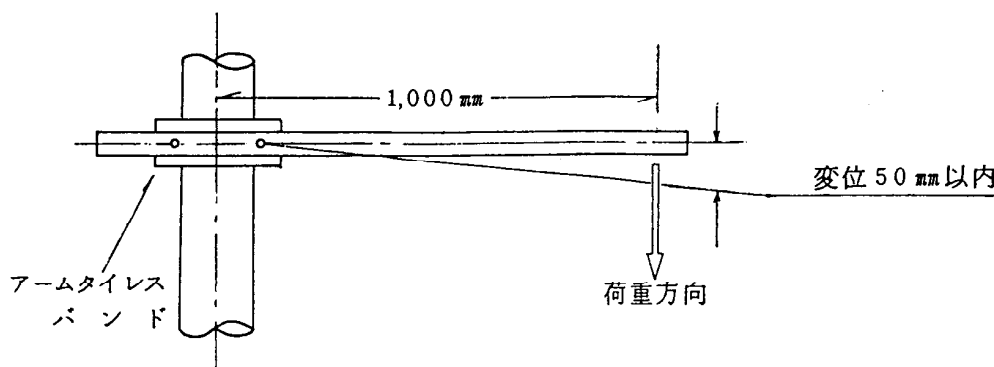
### 3. 4 試験方法

構造検査は、1. および2. に定める構造、寸法、品質などについて、目視または適当な度器により検査し、本規格に適合しなければならない。

- (1) 耐荷重試験
  - a. 許容変位試験

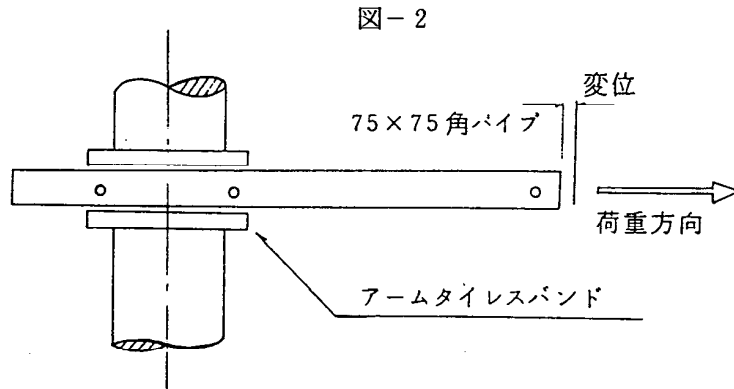
図-1に示すように、使用状態にアームを締付トルク 800kg-cmで取付け矢印の方向に 200kgの荷重を1分間加えたときのアーム先端の変位が50mm以内であり、異常が生じてはならない。

図-1



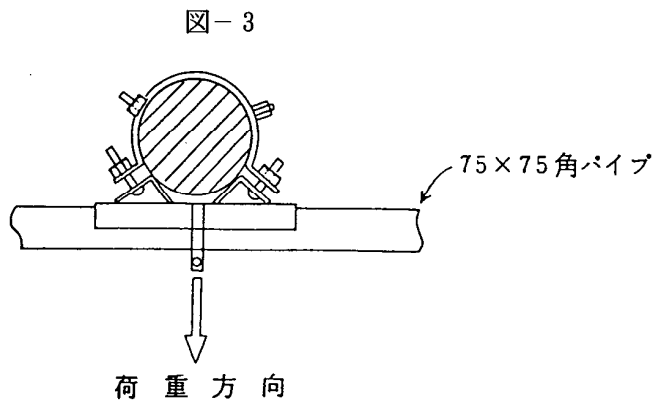
- b. 水平引抜試験

図-2に示す使用状態に、アーム締付トルク 800kg-cmで取付け、矢印の方向に 2,500kgの荷重を1分間加えたとき、バンド各部に異常が生じてはならない。



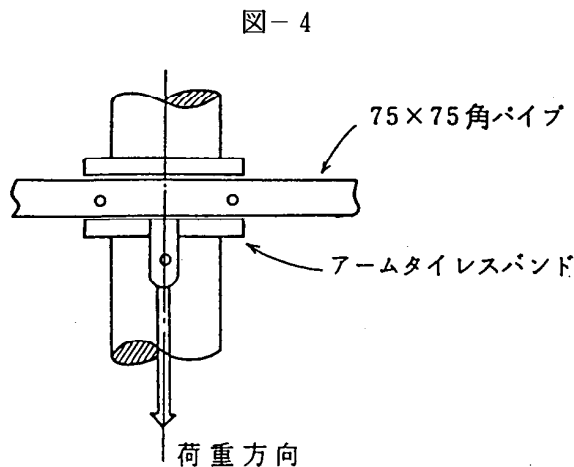
c. 水平引張試験

図-3に示す使用状態に、アームを締付トルク 800kg-cmで取付け、矢印の方向に 2,500kgの荷重を1分間加えたとき、バンド各部に異常が生じてはならない。



d. 垂直引張試験

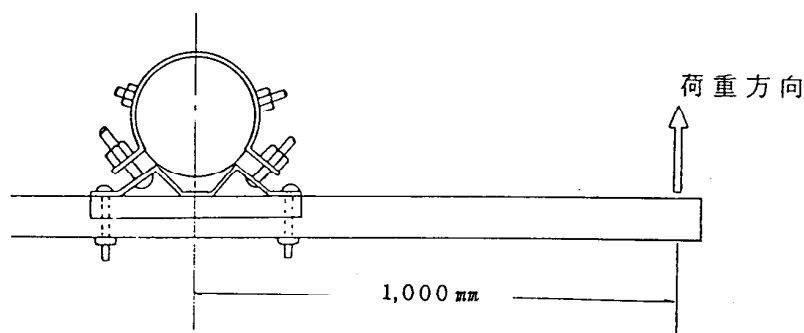
図-4に示す使用状態にアームを締付トルク 800kg-cmで取付け、矢印の方向に 1,000kgの荷重を1分間加えたとき、バンド各部に異常が生じてはならない。



e. 水平回転力限度試験

図-5に示す使用状態に、アームおよびバンドを締付トルク 800kg-cmで取付け、矢印の方向に50kgの荷重を1分間加えたときバンドにスリップを生じてはならない。

図-5



## (3) 破壊荷重試験

## a. 変位試験

許容変位試験と同様の方法により、アーム端荷重をゆるやかに増加したとき、バンドの破壊荷重は 400kg以上でなければならない。

## b. 垂直引張試験

耐荷重試験と同様の方法により、垂直荷重をゆるやかに増加したとき、バンドの破壊荷重は、2,000kg以上でなければならない。

## (4) 亜鉛めっき試験

亜鉛めっき試験は、溶融亜鉛めっき試験法（J I S H 0401）により付着量試験および均一性試験を行ったとき、次の値を満足しなければならない。

| 部品      | 試験 | 付着量                    | 均一性              |
|---------|----|------------------------|------------------|
| バンド本体   |    | 450g/m <sup>2</sup> 以上 | 浸漬回数5回で終点に達しないこと |
| ボルト・ナット |    | 350g/m <sup>2</sup> 以上 | ” 4回 ”           |

## 4. その他

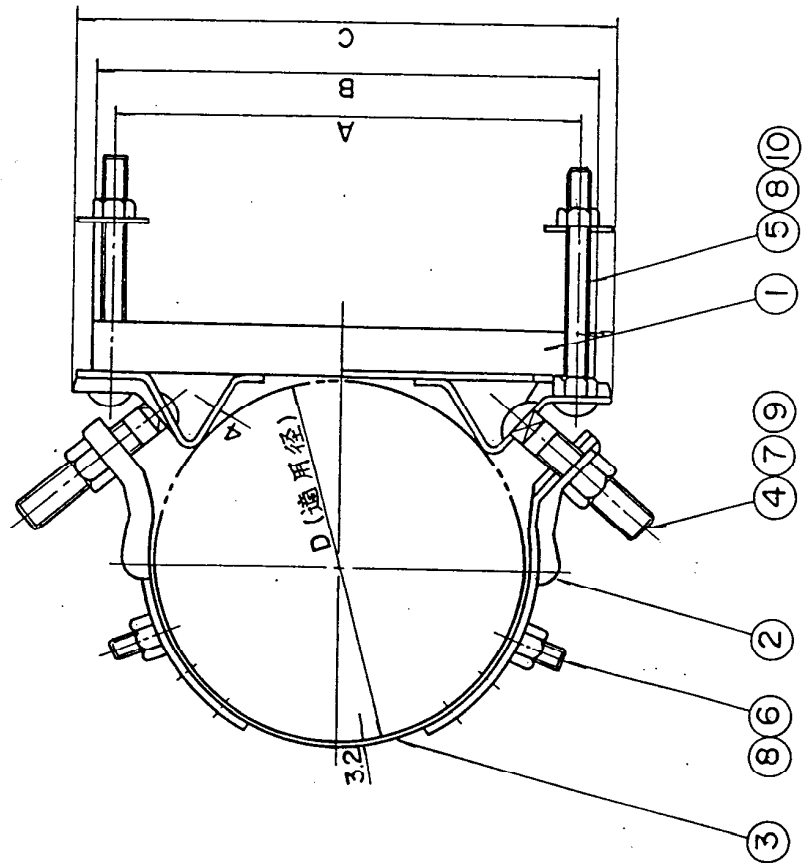
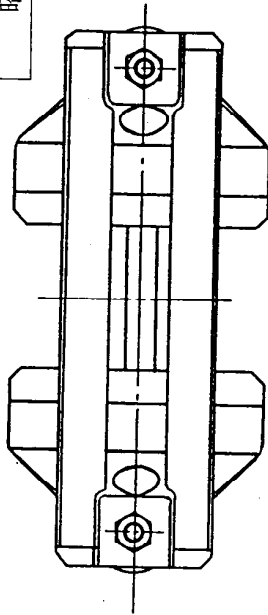
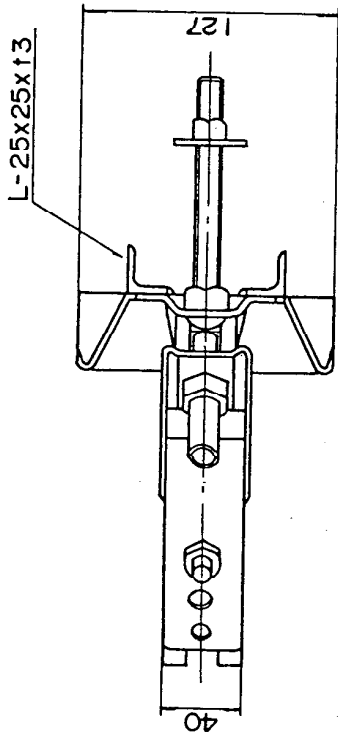
4. 1 製造者は、形式試験に先だって形式試験項目について、本規格に従い社内試験を実施し、その試験成績書を提出すること。
4. 2 製造者は、納入と同時に受入試験項目についてHDS X-01（抜取検査基準）に従い、社内試験成績書を提出すること。

## 解 説

1. 昭和57年8月 軽腕金の防傾効果向上のため形状変更をした。
2. 平成7年12月 中、特大を採用した。

付図1 アームタイレスバンド標準形状寸法図 (1)

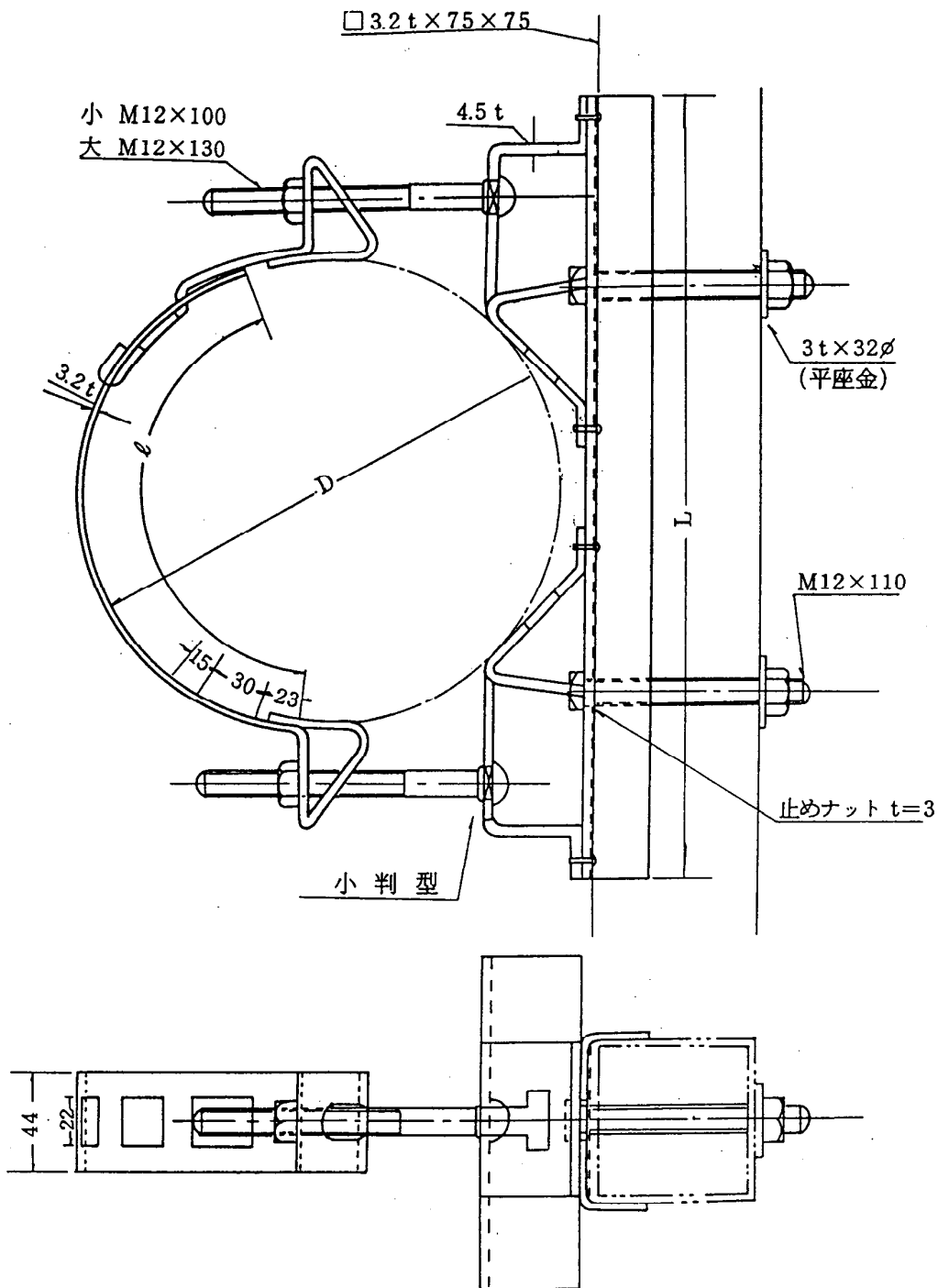
HDS K-24 P7  
付図1 差替え  
昭和60年11月



| 種類 | A   | B   | C   | 調節穴数 |      | D (適用径)   |
|----|-----|-----|-----|------|------|-----------|
|    |     |     |     | B7レド | C7レド |           |
| 小  | 200 | 220 | 240 | 2    | 1    | φ120~φ150 |
| 大  | 240 | 260 | 280 | 3    | 1    | φ190~φ235 |

|     |         |    |      |  |
|-----|---------|----|------|--|
| 10  | 角座金     | 2  | M12用 |  |
| 9   | ばね座金    | 2  | M16用 |  |
| 8   | 6角ナット   | 6  | M12  |  |
| 7   | 6角ナット   | 2  | M16  |  |
| 6   | 皿ボルト    | 2  | M12  |  |
| 5   | 角根丸頭ボルト | 2  | M12  |  |
| 4   | 角根丸頭ボルト | 2  | M16  |  |
| 3   | Cブレード   | 1  |      |  |
| 2   | Bブレード   | 2  |      |  |
| 1   | 防傾金具    | 1  |      |  |
| No. | 品名      | 個数 | 備考   |  |

付図2 アームタイレスバンド標準形状寸法図 (2)



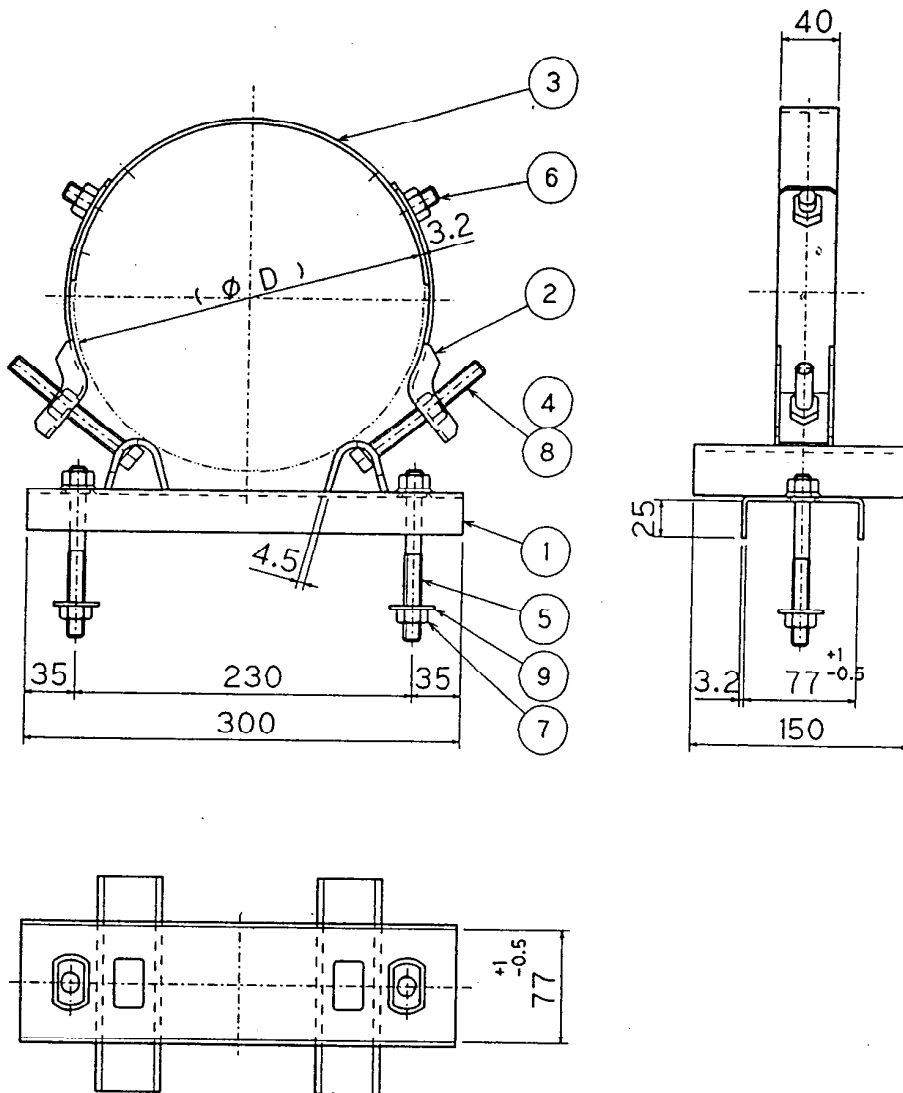
| 種類 | ℓ   | L   | 適用範囲 (D)  |
|----|-----|-----|-----------|
| 小  | 202 | 290 | 120φ~150φ |
| 大  | 338 | 355 | 190φ~235φ |

(注) 1. 許容差のない寸法は標準寸法とする。

2. 容易に消えない方法により柱径表示をバンド径調整穴付近につけること。

付図3 アームタイヤバンド 特大, 中 標準形状寸法図

単位: mm



|    | $\phi D$ 適用径 (mm)        |
|----|--------------------------|
| 特大 | $\phi 220 \sim \phi 265$ |
| 中  | $\phi 145 \sim \phi 175$ |

|     |                                    |    |
|-----|------------------------------------|----|
| 9   | 丸ワッシャー ( $\phi 32 \times 2.3$ )M12 | 2  |
| 8   | 丸座金 M12                            | 2  |
| 7   | 六角ナット M12                          | 8  |
| 6   | 皿ボルト M12×30                        | 2  |
| 5   | スタットボルト M12×120                    | 2  |
| 4   | Tボルト M12×100                       | 2  |
| 3   | バンド B                              | 1  |
| 2   | バンド A                              | 2  |
| 1   | 本体                                 | 1  |
| No. | 部品名称                               | 個数 |